

複写サービス契約仕様書

1 目的

本仕様書は、新潟県十日町地域振興局農業振興部（以下「県」という。）が指定した場所において使用するデジタル複合機（以下「複合機」という。）の仕様及び複写サービス契約の仕様等を示すものである。

本仕様書に示す複合機等の性能及び機能等は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、複合機の利用に際して当然備えるべきものについては完備しているものとする。

2 一般的事項

- （１）複写サービスとは、県が正常な状態で複合機を使用するために必要な機器の設置、保守点検管理、複写機能を維持するために必要な消耗品の提供等をいう。
- （２）複写サービス契約とは、受注者が複写サービスを提供し、県が利用の対価を支払う契約である。

3 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 60 か月間（5 年間）

4 複合機の仕様等

別紙のとおりとし、以下の条件を満たすこと。

- （１）新造品であること。
- （２）機能性及び操作性に優れていると認められるものであって、機器の信頼性が高く、高性能のものであること。

5 設置場所及び台数

別紙のとおり

6 設置・撤去作業等

- （１）県から提供する IP アドレスにより、複合機にネットワーク設定を行うとともに、職員用パソコンから印刷等ができるよう必要な設定を行うこと。
- （２）複合機を設置する際は、県の担当職員の指示に従い、指定された場所に設置すること。
- （３）令和 8 年 10 月 1 日から複写サービスが提供できるよう、設置作業を完了させること。
- （４）設置作業完了時及び必要に応じて複合機の適切な操作方法を指導すること。
- （５）契約期間満了時には、速やかに撤去すること。

7 保守点検等

- （１）複合機のトナー等必要な消耗品の提供については、受注者が責任を負うこととする。

(2) 複合機が常に良好な状態を保つため、設置機器に精通した人員による定期的な保守点検を行える体制を整えること。

(3) 上記(2)に掲げる保守点検管理は、下記に掲げる閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。

閉庁日：日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、県と協議の上、代替物の提供等により、速やかに県が複写サービスを利用可能な状態を確保すること。

(5) 通信回線を利用して複写サービスの保守に必要な情報の送受信を行うサービス（以下「リモート保守サービス」という。）については、以下のとおり提供すること。

リモート保守サービスに使用する通信回線は、下記のアからウに掲げる仕様を全て満たすものであること。

ア 複合機を利用するネットワークと保守用の回線が物理的又は論理的に分離されており、コピーやスキャン、プリントアウトしたデータを外部に送信できない仕様になっていること。

イ 保守用の通信回線は、相互の通信先がそれぞれ特定されていること。

ウ 保守用の通信回線は、TLS1.2以降の暗号化通信等により第三者による通信内容の改ざんや傍受等への対策が取られていること。

8 複写サービス料金

複写サービス料金は、月間基本料金（使用枚数にかかわらず、月ごとに支払う一定額）と複写料金（複写片面1枚当たりの単価）によるものとする。複写サービスに要する経費のうち、用紙代、電気代及び設置の際に必要なLANケーブル等の経費は県の負担とし、それ以外の一切の経費は受注者の負担とする。

9 請求事務

(1) 受注者は、毎月末日時点で複写サービスのカウント枚数を算出し、当該枚数に契約単価を乗じて得た金額と月間基本料金を合算した金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（円未満の端数は切り捨てる。）を県に請求する。

なお、カウント枚数の算出期間は月の初日から末日までの1か月間とする。

(2) 受注者が複合機の保守点検の際に使用したテストコピー及び不良コピーは、その数を前項の複写サービスカウント数から控除するものとする。ただし、不良コピーについては、受注者が不良コピーと認めたものに限るものとする。

10 機密の保持

(1) 受注者は、保守点検等の際に知り得た県の業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。

(2) 受注者は、保守点検において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際には、自らの費用負担において、県の使用により記憶されたすべてのデータを記憶装置から完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により県に報告しなければならない。

- (3) 受注者は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により県に報告しなければならない。
- (4) 前2項によりデータの消去又は記憶装置の破壊を行った旨を書面により県に報告する場合は、当該機器に係るデータの消去又は破壊を行ったことが分かる写真を添付した証明書も提出すること。

別紙

1 設置場所及び台数

- (1) 設置場所 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地
新潟県十日町地域振興局農業振興部
(庁舎2階、エレベーターなし)
- (2) 台数 カラーデジタル複合機 2台

2 複合機の仕様等

項 目	仕 様
①連続複写速度 (A4横)	毎分65枚以上 (モノクロ、カラー共)
②最大原稿サイズ	A3
③複写サイズ	A3～はがき (手差し可)
④複写倍率	固定及び任意 (25%～400%) の倍率による縮小・拡大機能があること
⑤ウォームアップタイム	90秒以下
⑥解像度	600dpi×600dpi以上
⑦自動両面コピー機能	装備すること
⑧自動両面原稿送り機能	1パス両面読込機能を装備すること
⑨給紙方式・容量	4段以上 (うち1段はA4用紙1,000枚以上格納できること) +手差し
⑩ソート機能	装備すること
⑪ネットワークプリンタ機能	新潟県庁内LANにネットワークプリンタとして接続利用可能であること
⑫カラースキャン機能	両面同時スキャン機能を有すること。PDF形式に対応し、ネットワーク経由でパソコンに保存できる機能を有すること
⑬ファックス機能	2台のうち1台に装備すること
⑭使用枚数管理機能	複数部門での使用枚数を管理できる機能を有し、レポート出力等が可能であること
⑮環境対応	国際エネルギースタープログラム及びグリーン購入法に適合していること
⑯設置スペース	幅1,800mm×奥行950mm以内 (手差しトレイを展開した状態)

3 月間使用見込枚数

モノクロ 17,200枚

カラー 9,100枚

使用枚数を保証するものではないことに注意すること。